

投資者保護基金に関する命令等の一部を改正する命令

目次

本則

投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十五号）（第一条関係）	1
預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）（第二条関係）	5
特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行規則（平成八年大蔵省令第三十四号）（第三条関係）	8
保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十四号）（第四条関係）	9
銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年 ^{内閣府} 財務省令第十号）（第五条関係）	11
内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年 ^{内閣府} 財務省令第二号）（第六条関係）	12

附則

13

改正案	現行
<p>（認可申請書の添付書類等）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第七十九条の三十第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、<u>役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であること</u>を当該役員が誓約する書面とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（補償対象債権の評価方法）</p> <p>第三条 法第七十九条の五十六第一項に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより算出した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 補償対象債権に係る顧客資産が金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、外国において設立されている類似の性質を有するものを含む。以下この号及び第四条の二第一項第一号において同じ。）に上場されている有価証券である場合 投資者保護基金（以下「基金」という。）が法第七十九条</p>	<p>（認可申請書の添付書類等）</p> <p>第一条 証券取引法（以下「法」という。）第七十九条の三十第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、<u>役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及び役員が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（補償対象債権の評価方法）</p> <p>第三条 法第七十九条の五十六第一項に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより算出した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 補償対象債権に係る顧客資産が証券取引所（外国において設立されている類似の性質を有するものを含む。以下この号及び第四条の二第一項第一号において同じ。）に上場されている有価証券である場合 投資者保護基金（以下「基金」という。）が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該証券取引</p>

の五十五第一項の規定による公告をした日の当該金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。次号及び第四条の二第一項第二号において同じ。）が発表する当該公告をした日の気配相場又はその日前における直近の日の当該金融商品取引所における最終価格のうち、基金が指定するもの。第四条の二第一項第一号において同じ。）に基づき算出した金額

三 補償対象債権に係る顧客資産が店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号八に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号及び第四条の二第一項第二号において同じ。）である場合、基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する認可金融商品取引業協会（当該店頭売買有価証券が二以上の認可金融商品取引業協会に登録されているときは、基金が指定する認可金融商品取引業協会とする。以下この号及び第四条の二第一項第二号において同じ。）が公表する最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に認可金融商品取引業協会が公表した最終価格。第四条の二第一項第二号において同じ。）に基づき算出した金額

四 (略)

2 法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に係る有価証券の売付代金である金銭であつて、当該信用取引に際して金融商品

所における最終価格（当該最終価格がないときは、証券業協会が発表する当該公告をした日の気配相場又はその日前における直近の日の当該証券取引所における最終価格のうち、基金が指定するもの。第四条の二第一項第一号において同じ。）に基づき算出した金額

三 補償対象債権に係る顧客資産が店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号八に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号及び第四条の二第一項第二号において同じ。）である場合、基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する証券業協会（当該店頭売買有価証券が二以上の証券業協会に登録されているときは、基金が指定する証券業協会とする。以下この号及び第四条の二第一項第二号において同じ。）が公表する最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に証券業協会が公表した最終価格。第四条の二第一項第二号において同じ。）に基づき算出した金額

四 (略)

2 法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に係る有価証券の売付代金である金銭であつて、当該信用取引に際して証券会社

取引業者（法第七十九条の二十第一項に規定する金融商品取引業者をいう。）が顧客に供与した信用に係る債権の担保として提供されている金銭の額については、前項第一号に規定する顧客資産の金額の算出に当たっては、控除するものとする。

（重複補償対象債権に相当する顧客資産の評価金額等）

第四条の二 法第七十九条の五十七第一項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 補償対象債権に係る顧客資産のうちに社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十条第一項に規定する補償対象債権を有する場合における当該補償対象債権（以下この条において「重複補償対象債権」という。）に相当する顧客資産が金融商品取引所に上場されている有価証券である場合 基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該金融商品取引所における最終価格に基づき算出した金額

二 重複補償対象債権に相当する顧客資産が店頭売買有価証券である場合 基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該重複補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する認可金融商品取引業協会が公表する最終価格に基づき算出した金額

三（略）

2（略）

が顧客に供与した信用に係る債権の担保として提供されている金銭の額については、前項第一号に規定する顧客資産の金額の算出に当たっては、控除するものとする。

（重複補償対象債権に相当する顧客資産の評価金額等）

第四条の二 法第七十九条の五十七第一項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 補償対象債権に係る顧客資産のうちに社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十条第一項に規定する補償対象債権を有する場合における当該補償対象債権（以下この条において「重複補償対象債権」という。）に相当する顧客資産が証券取引所に上場されている有価証券である場合 基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該証券取引所における最終価格に基づき算出した金額

二 重複補償対象債権に相当する顧客資産が店頭売買有価証券である場合 基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該重複補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する証券業協会が公表する最終価格に基づき算出した金額

三（略）

2（略）

	<p>(金融機関の指定)</p> <p>第十九条 法第七十九条の七十二に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二十条第三十項に規定する証券金融会社</p> <p>二・三 (略)</p>
	<p>(金融機関の指定)</p> <p>第十九条 法第七十九条の七十二に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二十条第三十二項に規定する証券金融会社</p> <p>二・三 (略)</p>

改正案	現行
<p>（負担金の額の計算上除かれる負債）</p> <p>第三十二条 法第二百二十二条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 金融商品取引責任準備金（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の金融商品取引責任準備金をいう。）</p> <p>（削る）</p> <p>三・四（略）</p> <p>附則</p> <p>（譲受債権等に係る利益の事由及び金額）</p> <p>第三条 令附則第二条の八第一項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める金額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める金額とする。</p>	<p>（負担金の額の計算上除かれる負債）</p> <p>第三十二条 法第二百二十二条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 金融先物取引責任準備金（金融先物取引法（昭和六十二年法律第七十七号）第八十一条第一項に規定する金融先物取引責任準備金をいう。）</p> <p>三 証券取引責任準備金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条の二第七項において準用する同法第五十一条第一項に規定する証券取引責任準備金をいう。）</p> <p>四・五（略）</p> <p>附則</p> <p>（譲受債権等に係る利益の事由及び金額）</p> <p>第三条 令附則第二条の八第一項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める金額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める金額とする。</p>

一〇三 (略)

四 譲受債権等である有価証券(金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券をいう。)、金銭信託の受益権並びに消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第九条第一項第一号から第三号まで及び第二項に規定するもの(以下この号及び附則第三条の三第五号において「譲受有価証券等」という。)についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該譲受有価証券等の取得価額を上回ったこと。当該支払を受けた金額と当該譲受有価証券等の取得価額との差額に相当する金額

五〇八 (略)

(有価証券に類するもの)

第十四条 令附則第六条第四号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 消費税法施行令第九条第一項第一号から第三号まで及び第二項に規定するもの

別紙様式第2 (第31条関係)

負担金計算書
年度

(金融機関名)

一〇三 (略)

四 譲受債権等である有価証券(証券取引法第二条第一項に規定する有価証券をいう。)、金銭信託の受益権並びに消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第九条第一項第一号から第四号まで及び第二項に規定するもの(以下この号及び附則第三条の三第五号において「譲受有価証券等」という。)についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該譲受有価証券等の取得価額を上回ったこと。当該支払を受けた金額と当該譲受有価証券等の取得価額との差額に相当する金額

五〇八 (略)

(有価証券に類するもの)

第十四条 令附則第六条第四号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 消費税法施行令第九条第一項第一号から第四号まで及び第二項に規定するもの

別紙様式第2 (第31条関係)

負担金計算書
年度

(金融機関名)

科目	目	金額	科目	目	金額
(略)		(略)	(略)		(略)
	除かれる負債	千円		除かれる負債	千円
1 (略)			1 (略)		
2 金融商品取引責任準備金 (削る)			2 金融先物取引責任準備金		
3 繰延税金負債			3 証券取引責任準備金		
4 再評価に係る繰延税金負債			4 繰延税金負債		
・ (略)		(略)	5 再評価に係る繰延税金負債		
			・ (略)		(略)
(備考)			(備考)		
1 (略)			1 (略)		
2 の1から4は、第32条第1号から第4号までに掲げるもの にそれぞれ該当するものとする。			2 の1から5は、第32条第1号から第5号までに掲げるもの にそれぞれ該当するものとする。		
3～5 (略)			3～5 (略)		
(略)			(略)		

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行規則（平成八年大蔵省令第三十四号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（有価証券に類するもの）</p> <p>第七条 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）（第三条第五号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第九条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項に規定するもの</p>	<p>（有価証券に類するもの）</p> <p>第七条 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）（第三条第五号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第九条第一項第一号から第四号まで及び同条第二項に規定するもの</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（譲受債権等に係る利益の事由及び額）</p> <p>第三条の二 令附則第四条第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同号に規定する内閣府令・財務省令で定める額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 譲受債権等である有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいう。附則第四条第四号において同じ。）、金銭信託又は消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第九条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項に規定するもの（以下この号及び附則第三条の四第五号において「譲受有価証券等」という。）についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該譲受有価証券等の取得価額を上回ったこと。当該支払を受けた金額と当該譲受有価証券等の取得価額との差額に相当する額</p> <p>（特定資産に係る利益の事由及び額）</p>	<p>附則</p> <p>（譲受債権等に係る利益の事由及び額）</p> <p>第三条の二 令附則第四条第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同号に規定する内閣府令・財務省令で定める額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 譲受債権等である有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいう。附則第四条第四号において同じ。）、金銭信託又は消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第九条第一項第一号から第四号まで及び同条第二項に規定するもの（以下この号及び附則第三条の四第五号において「譲受有価証券等」という。）についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該譲受有価証券等の取得価額を上回ったこと。当該支払を受けた金額と当該譲受有価証券等の取得価額との差額に相当する額</p> <p>（特定資産に係る利益の事由及び額）</p>

第四条 令附則第九条第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める事由により利益が生じたときは次の各号に掲げる事由により利益が生じたときとし、同号に規定する利益の額として内閣府令・財務省令で定める額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 特定資産である有価証券、金銭信託又は消費税法施行令第九条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項に規定するもの(以下この号において「買取有価証券等」という。)についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該買取有価証券等の取得価額を上回ったこと。当該支払を受けた金額と当該買取有価証券等の取得価額との差額に相当する額

五・六 (略)

第四条 令附則第九条第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める事由により利益が生じたときは次の各号に掲げる事由により利益が生じたときとし、同号に規定する利益の額として内閣府令・財務省令で定める額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 特定資産である有価証券、金銭信託又は消費税法施行令第九条第一項第一号から第四号まで及び同条第二項に規定するもの(以下この号において「買取有価証券等」という。)についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該買取有価証券等の取得価額を上回ったこと。当該支払を受けた金額と当該買取有価証券等の取得価額との差額に相当する額

五・六 (略)

銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府令第十号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>（株式に準ずるもの）</p> <p>第五条 法第十九条第二項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資のうち、<u>金融商品取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十六項に規定する金融商品取引所</u>に上場されているものとする。</p> <p>（業務の委託先）</p> <p>第十六条 法第三十五条に規定する内閣府令・財務省令で定める者は、<u>金融商品取引法</u>第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）とする。</p>	<p>（株式に準ずるもの）</p> <p>第五条 法第十九条第二項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資のうち、<u>証券取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十六項に規定する証券取引所</u>に上場されているものとする。</p> <p>（業務の委託先）</p> <p>第十六条 法第三十五条に規定する内閣府令・財務省令で定める者は、<u>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律</u>（昭和六十一年法律第七十四号）<u>第二条第三項に規定する投資顧問業者</u>とする。</p>

内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府令第二号）（第六条関係）

改 正 案

現 行

<p>別表第一（第三条関係）</p> <p>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</p> <p>（略）</p>		<p>別表第一（第三条関係）</p> <p>証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</p> <p>（略）</p>	
<p>別表第三（第八条関係）</p> <p>金融商品取引法</p> <p>（略）</p>		<p>別表第三（第八条関係）</p> <p>証券取引法</p> <p>（略）</p>	
<p>第七十九条の七十第三項</p>		<p>第七十九条の七十第三項</p>	

附 則

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

